

# 議会運営委員会

令和5年12月6日午前11時10分から第一会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎木澤 正男

○溝部真紀子

齋藤 文夫

嶋田 善行

横田 敏文

宮崎 和彦

奥村 容子

中川 議長

## 2. 理事者出席者

総務部長 西巻 昭男

住民生活部長 栗本 公生

## 3. 会議の書記

議会事務局長 佐谷 容子

同 係 長 吉川 也子

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前11時10分）

署名委員 嶋田委員、横田委員

委員長

一般質問終了後、お疲れさまです。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、嶋田委員、横田委員のお二人を指名します。お二人には、よろしくお願ひします。

本日、臨時の議会運営委員会を開催しましたのは、主に、町長から追加議案を上程したい旨、議長に依頼があったことによるものです。

それでは、お手元のレジメに沿って進めてまいります。

1. 協議事項、令和5年第5回斑鳩町議会定例会について、①付議予定議案等の取扱いについてを議題とします。

12月1日の本会議終了後、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について、令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）についてを本定例会に追加議案として提出したい旨の依頼がありました。

また、大森議員の欠員に伴う建設水道常任委員会および広報発行常任委員会の補充が行われることとなりましたので、本日は、この取扱いについてご協議いただきたいと思ひます。

まず、追加予定の3議案について理事者より説明をお願いします。

栗本住民生活部長。

住民生活  
部長

本日は、中川議長様、木澤委員長様をはじめ、委員の皆さまには、急遽、議会運営委員会を開催していただきまして、ありがとうございます。

令和5年第5回斑鳩町議会定例会に付議する議案につきまして、3件、議案の追加をお願いしたいことから、本日は、貴重なお時間を頂戴いたしまして、その概要につきましてご説明をさせていただきます。

まず、1点目は、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。資料1をご覧ください。

今回の条例改正につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方税法施行令の一部が改正され、世帯に出産予定または出産した被保険者がある場合は、その被保険者に係る産前産後期間の所得割額および被保険者均等割が減額される措置が、令和6年1月1日から施行されることにつきまして、先般、11月30日に国から本条例の改正例が示され、速やかな対応が必要なことから、追加議案として提出をお願いするものでございます。

ご配慮いただきまして、お取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、2点目は、斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。資料2をご覧ください。

今回の条例改正につきましては、戸籍法の一部改正に伴い、本籍地以外での戸籍謄本等の交付、いわゆる広域交付や、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行、戸籍の届書等情報内容証明書の交付および閲覧が可能となりますことから、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正の内容に準じまして、本条例において所要の改正をさせていただくものでございます。

戸籍法の一部改正につきましては、令和元年5月31日に公布され、施行につきましては、5年を超えない範囲内において政令で定める日とされておりましたが、今般、令和6年3月1日を施行日とする政令が、令和5年11月29日に公布され、これに伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正が、本年12月1日に閣議決定され、本日、12月6日に公布されることとなりましたことから、今回、本条例の一部改正につきまして、追加議案として提出をお願いするものでございます。

ご配慮いただきまして、お取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、3点目は、一般会計の補正予算に関する議案で、令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）についてでございます。

資料3をお願いいたします。この議案は、去る11月17日に開催されました厚生常任委員会におきまして、令和5年11月2日に閣議決定されました「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、物価高に伴う影響を被る低所得者世帯の方々が必要な支援を可及的すみやかに受けられるよう、『デフレ完全脱却のための総合経済対策における低所得の住民税非課税世帯への給付金』、いわゆる『電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金』

を、基本的に本年に1世帯当たり3万円を支援した世帯に対し、今回、1世帯7万円を追加する経済的支援を行うため、政府における補正予算の編成過程を踏まえ、今後、専決処分等による予算補正により、すみやかに対応してまいりたいと報告させていただいておりましたが、政府における令和5年度補正予算の成立が11月29日になったことから、本定例会において事業実施に係る補正予算について追加議案としての提出をお願いするもので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億296万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ118億4,886万6千円とするものでございます。なお、本事業につきましては、国の補助率10分の10でございます。本来でございましたら、委員会付託を経てご審議いただくべきところでございますが、国からの強い要請により、できる限りすみやかに給付を実施する必要がございます。このため、一日も早くシステム改修等の作業に取り掛かりたいことから、12月7日の本会議におきまして表決をいただきますよう、ご配慮をお願いいたします。なお、12月7日の本会議におきまして、可決いただきましたならば、すみやかに作業に取り掛かり、令和6年1月中の給付実施に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

ご理解をいただきまして、お取り計らいのほど、よろしく願いをいたします。以上です。

委員長 ただいま住民生活部長から説明がありましたが、これらの議案の取り扱いについて、委員皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。

1件ずつお聞きしていこうと思いますが、まず1点目の、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、この取り扱いについてはいかがさせていただきますでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員 追加上程していただいて、委員会に付託することで結構かと思います。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 ただいま追加上程して委員会付託してはどうかとご意見いただきましたが、付託するとすれば厚生常任委員会になるかと思いますが、そのような形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 そうしましたら、1点目の斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については追加上程し、厚生常任委員会に付託することといたします。

次に2点目、斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についてはどのような取り扱いをさせていただいたらよろしいでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員 先ほどと同じように追加上程していただいて、付託していただくということで結構かと思います。

委員長 ただいま、先ほどと同じようにこちらも追加上程し、委員会付託をしてはどうかということでご意見をいただきましたが、こちらも付託するとすれば厚生常任委員会になろうかと思いますが、そのような形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 それでは、2点目の斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についても追加上程し、厚生常任委員会に付託をいたします。

次に、3点目、令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について、取り扱いについてご意見をいただきたいと思いますが、こちらは部長の説明にもありましたように、できるだけ早く執行したいということで、12月7日上程とともに即決をし、進めていただくのがよろしいかなと思うんですが、委員皆さんいかがでしょうか。 齋藤委員。

齋藤委員 それでいいと思います。

委員長 そうしましたらそのようにまとめさせていただきたいよろしいでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員 本来なら、やっぱり一般会計の補正予算、総務委員会に付託していただかなあかん案件やとは思いますが。ただし、今、部長が言われたように、急を要することである、急を要したいと、要することやなしに要したいということでもありますんで、上程のうえ即決で結構かと思います。

委員長 ほかの委員さんもよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 3点目の令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第11号)については追加上程し、12月7日の本会議で即決ということで確認をしておきます。

そうしましたら、追加予定の3議案についての取り扱いは、明日(7日)午前9時から全員協議会を開催し、当委員会の結果を報告したうえで、その後開催される本会議で、一般質問終了後に上程し、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例については厚生常任委員会に付託し、令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第11号)については、委員会付託を省略し即決することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

また、ただいま、理事者に出席いただき、議会運営委員会で説明していただきましたが、本日、議長のほうより、全議員に声をかけていただいて、本日の議会運営委員会を傍聴していただいておりますので、明日もともと一般質問が予定されていることもありまして、時間短縮のために全員協議会に理事者に出席していただくというのは省略をさせていただいてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

( 異議なし )

委員長

それではそのように確認させていただきます。

次に、常任委員会委員の補充選任についてです。

大森議員の辞職に伴い欠員が生じている、建設水道常任委員会委員および広報発行常任委員会委員の補充選任を行うこととなりましたので、こちらも一般質問終了後に上程し、委員会条例第7条第4項の規定により、建設水道常任委員会委員に齋藤議員、広報発行常任委員会委員に、私、木澤議員を議長において指名することにご異議ございませんか。

嶋田委員。

嶋田委員

慣例により、委員会は党公認の方は二人はご遠慮願うということになって今まで来ておりましたけども、広報発行常任委員会ですか、入りたいという方以外、誰もおられないんで、特例として今回は認めると、私はこのように思います。

委員長

今、ご意見、特例として認めるということでご意見いただきまして、そのお考えに別に異論はないですけれども、前提として党所属の議員は2人以上入らないという、その認識については私はちょっと違うと思ってまして、1人以上所属するというご配慮いただくと、2人以上入ったらあかんと規定ではないという理解をしています。以前にもそのように確認をさせていただいた。

嶋田委員。

嶋田委員

それは違います。党所属の議員は委員会に1人やと、2人は入らないという慣例できています。

委員長

今日ここでこの議論を、答えを出す必要はないというふうに思いますので、また後日確認をしたいというふうに思います。嶋田委員からはそういう意見もありますが、所属をするということについては今回は認めるというこ

とで了承いただいておりますので、私が報告をさせていただいたとおりで進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長には、ただいま確認しましたとおり、付議議案の取り扱いをしていただきますよう、お願いいたします。

なお、7日にお諮りする令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第11号)について、討論の有無は明日の全員協議会でご確認いただくこととなりますが、もし討論となった場合、本会議における討論につきましては、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで、確認をしておきます。

以上で、1.協議事項、(1)令和5年第5回斑鳩町議会定例会について、①付議予定議案等の取扱いについては、以上で終わります。

次に、(2)要望書等の取扱いについてを議題とします。

これまでに1件の陳情書等をお受けしております。この取り扱いについてご協議いただきたいと思います。

はじめに、この文書を受けた経緯などについて、簡単に事務局から説明をお願いします。佐谷議会事務局長。

議会事務  
局長

それでは、これまでに提出を受けました1件の要望書等につきまして、提出を受けた経緯などをご報告させていただきます。

「年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情」については、行橋市議会議員の小坪しんや氏から郵送されてきたもので、11月28日に受け付けました。



内容は、現在の年金制度では日本国籍を有していない方が出国をする際、脱退一時金を請求することができるが、同時に年金受給資格を喪失するため、再度、日本に入国して生活する場合、無年金や低年金になり、生活保護の支給対象となりえる。一方、日本人は公的年金を脱退することができず、国民の間に強い不公平感を与えることになりかねない。このようなことから、無年金の外国人の増加は、将来的に地方財政の負担となるため、政府においては地方財政を圧迫しないよう制度の是正を強く要請されたいということです。

以上、簡単ではございますけれども、要望書を受けた経緯等をご報告させていただきます。

委員長 ただいま議会事務局長から説明がありましたが、この取り扱いについて、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

要望書については、事前配布しておりますので、このまま進めさせていただいてよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 それでは、「年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情」の取り扱いについて、委員皆様のご意見をお受けします。 横田委員。

横田委員 私は議員配布でいいと思います。これは10月の厚労大臣も回答してますし、国の方には伝わっていることだと思うので、私は議員配布でいいと思います。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 ただいま、議員配布ではどうかということでご意見いただきましたが、他

の委員さんもそういう形でよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 ただいま議題となっております「年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情」については、各議員に配布にとどめるということで確認しておきます。

(2) 要望書等の取扱いについては、以上で終わります。  
理事者から他に報告等しておくことはありますか。

( な し )

委員長 それでは、西巻総務部長、栗本住民生活部長には、他の公務もありますので、ここで退席していただくことします。お疲れさまでした。  
暫時休憩します。

( 午前11時31分 休憩 )

( 午前11時31分 再開 )

委員長 再開します。  
次に、2. その他について、各委員から質疑、ご意見等があれば、お受けします。

( な し )

委員長 議長から何かございませんか。

( な し )

委員長 事務局から何かございませんか。

( な し )

委員長

そうしましたら委員長報告の件で確認させていただきたいと思います。  
明日、全員協議会を開催されるにあたりまして、時間短縮ということで理事者の出席はしていただかないということで確認しましたが、私からごくごく簡潔に今日の結果について報告をさせていただいて、っていう形で進めさせていただこうかと思いますが、そのような形でよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長

暫時休憩します。

( 午前11時34分 休憩 )

( 午前11時34分 再開 )

委員長

再開します。

そうしましたら、まず委員長報告につきましては、20日の最終日にまとめてさせていただくという形でよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長

また、委員からご意見いただきましたように、議会運営委員会終了後、すぐに全員協議会を議長のほうで開いていただいて、明日ではなく今日やるということも確認させていただいてよろしいですか。

( 異議なし )

委員長

そしたら、そのように確認させていただきますので、議長にはお取り計らいよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了しました。

なお、本日の委員長報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任い

ただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

以上をもって、本日の議会運営委員会を閉会します。

どうもお疲れ様でした。

( 午前11時33分 閉会 )